

法制研究会構成員等のコメントの内容別整理

前回研究会での各構成員等の発言（質疑応答を除く）を事務局において内容別に整理

区 分	各構成員等のコメント
○二次利用全般	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業における公的統計の二次的利用については、研究目的でこれを利用することと営利目的で利用することは切り分けて議論すべきである。「誰が」「どのような目的で」活用するのかという整理が必要である。 ・公的統計のマイクロデータについては、所属機関ベースで提供の認定を行い、そこに属する者は利用できるとする方法もある。 ・オープンデータ活用の視点からは、「より使い易いデータを増やす」ということが最重要課題である。これはデータを使う人にとっての使い易さの追求であり、必ずしもそれが個票データとは限らない。 ・平成 19 年に旧統計法の改正を行った際、二次利用制度については、被調査者の統計への信頼確保等の側面から、慎重に運用を行うべきであるという観点から出発した。最近では、行政に申告済みの内容を何故、再度調査で回答しなければならないのかという声大きい。社会全体の空気の変化を感じる。今回予定している改正においては、次の段階としてどうすべきなのかといった議論をする必要がある。 ・「二次利用」という用語は、オープンデータの文脈では、ある目的で集められた情報を別の目的で利用する場合に用いられるが、統計法の場合は、調査票情報を二次的に利用することという意味で用いられている。統計改革を求める現在のニーズのうちのある程度の部分は、資料 3-5 の地域メッシュ統計の内容を充実させるなど、集められた目的を超えて、より粒度の細かいデータを利用しやすくすることで満足させられるのではないか。そのような法改正を必要としない利便性向上を進めながら、調査票情報の二次利用を本当に求めている人がどれ位いるのかを見極める必要があるのではないか。
○公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票情報の提供について、国民が「不安」を抱かないようにする必要があるという説明がされるが法律上そうなのか。また、「補助金を受けている場合」という提供要件であれば条件は明確だが、「学術研究の発展に資する場合」等という規定振りは曖昧ではないか。 ・個人情報保護法や行政機関個人情報保護法等の改正により、いわばフロントランナーであった統計法（統計データ）の立場が逆転した。二次利用制度について、統計に対する信頼の確保が、現時点においてもどこまで必要なものといえるのか。どのような制限を課すべきかを議論する必要がある。 ・二次利用制度について、公益性の要件は、二次利用を行うことにより何が生み出されるのかとのバランスで要件を検討する必要があるのではないか。 ・（平成 19 年の統計法改正時に比べ）社会情勢が大きく変化しており、これを踏まえて公益性の要件を考える必要がある

区 分	各構成員等のコメント
	<p>るのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次利用制度について、企業は、ライバル企業に情報を取得されることを恐れている。「誰が」よりも「何の目的で」という観点から二次利用を制限するとなると、統計法ではなく情報保護法制の問題といえるのではないか。どういうことを行っていくのかということについて議論すべきである。 ・欧米諸国のPUFについては、商用目的での利用は想定しておらず、主として教育目的とされている。適正管理義務等も必要とされていないと認識している。匿名データについて、PUFのような形態を目指す場合、我が国においてどのような目的で提供するのかについて議論する必要がある。公益性の要件を外すのは難しいと考えている。 ・統計への信頼確保と調査への負担感とは別の論点ではないか。
○調査票情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票情報の提供について、諸外国では補助金を受けていることが提供要件となっていない例もあるので、所属機関等の認証制度のような別な要件を議論する余地もあるのではないか。 ・二次利用制度について、例えば、イギリスでは、調査票情報等の提供を受けられる者についてアップロードリサーチャー（承認された研究者）に限定するという制度があり、一度承認を受けると5年間は調査票情報提供を受けることができる。
○匿名データ	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名データの利用件数が伸びていないことについて、例えば、カナダの場合、多数のPUFが作成・提供されているが、これはPUFの作成がルーティン化されていることが一因となっている。我が国の統計作成部局においても、匿名データの作成をどうルーティン化するのが論点になる。 ・匿名データについて、イギリスの場合、エンド・ユーザー・ライセンスド・データとあって、ライセンスを取得すれば、IDとパスワードを用いて、学生等でもダウンロードして利用することができるのだが、利用に際して、データの漏えい禁止に係る誓約書が必要で、違反した場合には罰則を科すといった規定になっている。このような仕組みも参考になるのではないか。
○オンサイト利用	<ul style="list-style-type: none"> ・オンサイト施設について、諸外国では、調査票情報だけでなく、行政記録情報をリンクさせた情報を利用するための仕組みが整えられている例がある。我が国においても、オンサイト施設においてどのような情報を提供することが可能かについて検討すべきである。 ・オンサイト利用について、守秘義務規定や情報セキュリティ対策に十分配慮すれば、オンサイト施設において提供可能なデータの種別は増えると考えられる。それにともない、ユーザーニーズが多い事業所・企業に係るデータも提供できるようになることが重要である。 ・オンサイトで利用できる情報の中身、要件、主体が全て関連する。どのような情報が提供されるのかイメージができないと議論しがたい。 ・諸外国では、オンサイト利用において、複数の事業所・企業系の個票データをリンクさせて利用することが可能な国が存在する。こうした場合、利用者自身が情報をリンクして利用するのか、提供者があらかじめリンクした上で利用させるのかといったリンクに関する基盤整備のあり方を考えなくてはならない。また、利用者が分析結果を持ち出そうとする際の審査に関する仕組み作りが重要である。

区 分	各構成員等のコメント
○情報保護法制との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト利用について、イギリスでは、研究目的で企業による個票の利用を認めた事例がある。誰がどういう目的で使うのかを整理する必要がある。 ・ イギリスの場合、国家統計局が個票データを提供する上での根拠となる法律は統計法であるが、他省庁の統計調査の個票データについては、データ保護法といった別の法律が適用されている。こういった点を踏まえると、我が国でも調査票情報の二次利用は統計法を根拠とすべきと考える。 ・ 行政機関個人情報保護法における非識別加工情報は転々流通するものではないが、個人情報保護法上の匿名加工情報と同様の加工基準を採用している。転々流通するかどうかは、法令レベルにおける加工基準の在り方と直接的に関係するものではないと考えられる。 ・ 個人情報保護法上の匿名加工情報についても、提供先において統計作成目的で使用される前提であり、また、技術的にもそのような利用ができるものとされる必要がある際には、平均、分散等が維持される形で加工される可能性も当然ありうるものと考えられる。そのため、統計作成目的で使用される前提であるかどうかは、法令レベルにおける加工基準の在り方と直接的に関係するものではないと考えられる。 ・ 匿名加工情報を満たさないようなレベルの加工のものについて、一般に流通させていくことが妥当であるとお考えであるのか、不正利用防止等についてどのようにお考えか。 ・ 平成 15 年の行政機関個人情報保護法制定においては、旧法に同じく統計法において行個法の適用除外を踏襲したが、その後、情報に対する保護水準が全体として上がったといえる。平成 19 年の統計法改正時にも二次利用に伴い様々な保護規定を置いた。そして、平成 28 年には行個法の改正により行政機関非識別加工情報が導入されたところである。統計法について、現状のまま（行個法の適用除外）で良いとは考えるが、こうした状況の変化、影響を受け入れるべきか議論が必要である。 ・ 匿名加工情報については、個人情報保護法において個人識別符号を削除することと規定されているが、統計法においては個人識別符号についての規定がない。匿名データに関しては匿名加工情報とデータの特性が異なると思われることから、匿名加工情報の問題が匿名データにも当てはまるのかどうかについては検討の余地がある。